

標題

環境対応型潤滑油 (EAL) の使用に関する Q&A  
(米国環境保護庁 2013VGP 関連)

# ClassNK

## テクニカル インフォメーション

No. TEC-0986

発行日 2014年5月26日

各位

先般、ClassNK テクニカル・インフォメーション No.TEC-0968(2013年10月18日付)にて米国環境保護庁(以下、EPA)による2013 Vessel General Permit (以下、2013VGP)につきお知らせ致しましたが、本件に関連し、特に環境対応型潤滑油(Environmentally Acceptable Lubricants)(以下、EAL)の使用に関するお問合せが多数ございました。今般、これら御質問のうち、よくある御質問及び弊会の回答をFAQとして添付のとおり取りまとめましたので、ご参考までにお知らせ致します。

また、弊会は、米国の2013VGP規制海域における船舶の円滑な運航を支援すべく、本件に関する鑑定サービスと致しまして、(1)船尾管エアシール装置を採用していること、(2)新造時にEALを使用していること、(3)就航後にEALへ交換されたこと及び、(4)EALの使用が技術的に困難な状態にあること等を弊会検査員が現場で確認し、それらの事実を証明する文書としてStatement of Fact(以下、SOF)の発行も行っておりますので、合わせて御利用いただければ幸甚です。

なお、上述のSOFの発行の申請につきましては、最寄りの弊社支部・事務所にお申込み下さい。

また、2013VGPの詳細につきましては、下記ホームページをご参照願います。

<http://cfpub.epa.gov/npdes/vessels/vgpermit.cfm>

(次頁に続く)

#### NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: [www.classnk.or.jp](http://www.classnk.or.jp))においてご覧いただけます。

## 2013VGP EAL に関する FAQ

ご質問	弊会回答
1 2013VGP で規定する EAL の規制要件とは?	2013VGP の規制対象となるすべての船舶は、"技術的に困難な場合(technically infeasible)"を除き、"すべての接水部(oil to sea interfaces)"に、EAL を使用しなければなりません。(2013VGP Part 2.2.9 参照)
2 EAL とは?	2013VGP Appendix A に規定する"生分解性(biodegradable)"、"非毒性(minimally-toxic)"及び"非生物濃縮性(not bioaccumulative)"の定義を満たした環境対応型潤滑油(EAL)を言います。(2013VGP Appendix A 参照)
3 具体的にこの定義を満たした EAL とはどういったものがあるか?	環境に優しい製品に対し、その優位性を公表するため環境ラベリングという制度があります。その環境ラベリング制度の中でも、Blue Angel、European Ecolabel、Nordic Swan、Swedish Standards SS 155434 及び 155470、Convention for the Protection of the Marine Environment of the North-East Atlantic (OSPAR)、EPA's Design for the Environment (DfE)のいずれかの環境ラベルを取得したものは、2013VGP の定義を満たした EAL に含まれます。 また、それら環境ラベルを取得していない場合でも、EAL の製造メーカーが独自に成分分析等の試験を行い、2013 VGP Appendix A に規定する"生分解性"、"非毒性"及び"非生物濃縮性"の定義を満たしたものであれば、2013 VGP で規定する EAL として認められます。
4 環境ラベリング制度とは?	JISQ 14024 及び ISO 14024 によると、環境ラベリング制度とは、特定の製品カテゴリーの中で、製品のライフサイクルを考慮し、包括的な環境優位性を示すラベルの製品表示ライセンスを、自主的な複数の基準に基づき授与する第三者制度のことを言います。
5 "接水部(oil to sea interfaces)"とは?	2013 VGP Part 2.2.9 によると、接水部とは、船尾管、ラダーベアリング、可変ピッチプロペラ、没水するワイヤーロープ及び機器、スラスト、スラスト軸受、アジマススラスト、ポッド推進器及びスタビライザ等の接水部を指します。

(次頁に続く)

6	EAL へ交換した場合に、船主において対応が必要なことは具体的に何か?	<p>1. 本船上での以下の文書の保管</p> <p>(a) 使用しているすべての EAL の化学物質等安全データシート(MSDS)</p> <p>(b) EAL 製造メーカーが発行した 2013 VGP に適合した EAL であることを証明する資料(例えば、EAL 製造メーカーが発行した 2013 VGP 適合宣誓書など)</p> <p>(c) もしあれば、どの環境ラベリング制度に基づき登録された EAL であるかを証明する資料(例: Blue Angel、European Ecolabel 等)</p> <p>2. Annual Report の毎年 1 回の EPA への提出</p> <p>Annual Report に EAL の銘柄を記載する必要があります。なお、Annual Report の提出期限は、電子データで提出する場合は毎年 2 月 28 日までに、また、紙面で提出する場合は毎年 2 月 21 日付消印までに EPA へ提出する必要があります。</p> <p>ただし、2013 年分(2013 年 12 月 19 日から 31 日)の Annual Report については、2014 年 2 月ではなく、2015 年 2 月までに提出すればよいこととなっています。</p>
7	"技術的に困難な場合"とはどんな場合か?	<p>2013VGP の Part 2.2.9 によると、"技術的に困難な場合"とは、次のような場合であると定義されています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 機器製造者の仕様に適合した EAL が無い場合</li> <li>2. ワイヤロープ等の予め潤滑油が使われているもので、EAL を使用した代替品がない場合</li> <li>3. 寄港するいずれの港でも機器製造者の仕様に適合した EAL を入手できない場合</li> <li>4. 次のドライドックまで EAL への交換/使用を遅らせる必要がある場合</li> </ol>
8	"技術的に困難な場合"に、船主において対応が必要となる具体的なことは何か?	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 接水部に EAL を使用することが技術的に困難である理由を述べる文書を本船上に保管する必要があります。</li> <li>2. 接水部に EAL を使用することが技術的に困難である理由を記載した Annual Report を、電子データで提出する場合は毎年 2 月 28 日までに、また、紙面で提出する場合は毎年 2 月 21 日付消印までに EPA へ提出する必要があります。ただし、2013 年分(2013 年 12 月 19 日から 31 日)の Annual Report については、2014 年 2 月ではなく、2015 年 2 月までに提出すればよいこととなっています。</li> </ol>

(次頁に続く)

9	船尾管エアシール装置は、EAL が要求されるのか?	<p>EPA に確認したところ、EAL の使用は強制されません。ただし、船尾管エアシール装置の故障等の不具合により、万一、EAL ではない油が海へ漏れた場合は、2013 VGP 違反となるので、可能な限り、EAL を使用するよう EPA が推奨しております。</p> <p>なお、現在弊社では、船尾管エアシール装置を採用していることを弊社検査員が現場で確認し、その事実を証明する文書として SOF の発行も船主殿の要求に応じて行っております。</p>
10	EAL に交換した場合、又は、EAL に交換することが"技術的に困難"な場合、NK が SOF を発行することは可能か?	<p>本文中で述べた通り、どちらの場合であっても、弊社が SOF を発行することは可能です。なお、SOF 発行の手順は以下の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. EAL に交換された場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>通常、次の 2 種類の書類を検査員が本船上で確認し SOF が発行されます。</li> <li>(a) 交換された EAL が 2013 VGP の定義を満たしていることを証明する EAL 製造メーカ発行の文書</li> <li>(b) 交換された EAL が現在使用している船尾管シール装置のシールリングに使用可能であることを証明する船尾管シール装置メーカ発行の文書</li> </ul> </li> <li>2. EAL に交換することが"技術的に困難"な場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>EAL に交換することが技術的に困難であることを証明するメーカ発行の文書を、検査員が本船上で確認し SOF が発行されます。</li> </ul> </li> </ol> <p>なお、2013VGP の規制要件の解釈や適合の判断については、規制当局である EPA が行いますが、これまでに弊社が発行した SOF を有する船舶において、本件に関し EPA から指摘を受けた報告はありません。</p>

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)  
 本部 管理センター 機関部  
 住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)  
 Tel.: 03-5226-2022  
 Fax: 03-5226-2024  
 E-mail: mcd@classnk.or.jp